

2023年（令和5年）第6回総会議事録

- 1 告示年月日 2023年（令和5年）6月16日（金）
- 2 通知年月日 2023年（令和5年）6月16日（金）
- 3 開催年月日 2023年（令和5年）6月30日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 非農地判断について
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
 - 議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業，一括方式）
- 6 報告事項
 - 農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員

1番 佐藤 眞子	2番 上田憲一郎	3番 土屋 智樹	4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也	6番 谷邊 博人	7番 岡本 卓也	8番 小林 輝仁
9番 石井 洋子	10番 安原 理雄	11番 下江 京子	13番 山本 明
14番 須藤 薫雄	15番 谷本 耕造	以上14名	
- 8 欠席委員
 - 0名
- 9 その他の出席者
 - 0名
- 10 事務局出席職員等

事務局 長	林 茂晃	事務局 次長	杉原 信広
事務局	藤岡 貴世	松永出張所	花田 宏
北部出張所	藤井 勝俊	沼隈出張所 長	野田 真之

沼隈出張所
以上 8 名

松原 美和

神辺出張所

板谷 浩司

11 議事内容

午前 10時00分

事務局長	<p>ただいまから、2023年（令和5年）第6回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p>
会 長	<p>— 開会挨拶 —</p>
議 長	<p>それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p>
議 長	<p>最初に，総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数14名のうち， 出席委員14名，全員出席ですので，本会議は成立します。</p>
議 長	<p>続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議席番号 5番 寶諸 孝也（ほうしょ たかや）委員と 議席番号 14番 須藤 薫雄（すどう しげお）委員をお願いします。</p> <p>議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2023年（令和5年）第6回総会議案書追加及び訂正事項等はありません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>西部地区の審議内容について，報告します。</p> <p>西部地区では，6月27日の午後0時00分からの現地調査に続き，午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中8名の出席により，議案第1号11件，議案第3号9件，議案第4号1件，議案第6号31件，合計52件について審議しました。</p>

<p>委員 4番 野田 (続き)</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から11番について報告します。</p> <p>1番と2番は関連案件です。瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、お互いの所有権を交換するものです。</p> <p>3番は、神奈川県在住の受人が、東町に本社をおく法人である渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>この土地は、分筆される前に法人である渡人より5条の届出がでていたが、隣地を所有する受人より、転用前に一部農地のまま譲って欲しいと依頼があり、分筆を行い、今回の申請となったものです。</p> <p>4番・5番は、沼隈町の受人が、同町の渡人2人から申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>6番は、沼隈町の受人が、神奈川県川崎市の渡人から申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>7番は、南本庄の受人が、山口県山陽小野田市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>8番は、沼隈町の受人が、若松町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>9番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>10番は、水呑町の受人が、多治米町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>11番は、鞆町の受人が、水呑向丘の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、6月27日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号5件、議案第3号1件、議案第4号7件、議案第6号7件、議案第7号2件、計22件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の12番から16番について報告します。</p> <p>12番と13番は関連案件です。藤江町の受人が、同町の渡人2人か</p>

<p>委員 7番 岡本 (続き)</p>	<p>ら譲受けて、経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>14番は、今津町三丁目の受人が、今津町の渡人から譲受けて、経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>15番は、今津町の受人が、今津町五丁目の渡人から譲受けて、新規就農し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>16番は、金江町の受人が、同町の渡人から譲受けて、経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、6月27日の午前11時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員12名中11名の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号5件、議案第4号7件、議案第6号29件、議案第7号4件、の合計50件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページの17番から5ページの20番について報告します。</p> <p>17番は、加茂町の受人が、尾道市向島町の渡人から贈与により申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>18番は、駅家町の受人が、藤江町の母から贈与により申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>19番は、駅家町の受人が、同町に住む父から申請地を使用貸借権で借り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>5ページの20番は、駅家町の受人が、府中市広谷町の渡人から自宅に近い申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>

委員 13番 山本	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、6月27日、午前9時から現地調査を行い、午前10時40分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号8件、議案第6号14件、議案第7号3件の合計26件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ21番について報告します。</p> <p>21番は、山手町の受人が、神奈川県在住の兄と持分1/2ずつで所有している申請地の下竹田の田5筆、八尋の田2筆、畑2筆の合計2,672㎡について、兄が今後も農地の近くに住む予定がないことから、持分を譲り受けて、引き続き田と畑の耕作をするものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>つぎに、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>

議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、1番について報告します。</p> <p>1番は、神村町の申請人が、申請地を田から畑に改良するための土砂を仮置きするものです。盛り土が1メートルを超えるということで、一時転用の申請です。場所は、山中池から、東へ約220メートルのところです。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページ2番について報告します。</p> <p>10ページ14番と関連案件です。</p> <p>転用者の宗教法人はお寺の諸行事が東側にある神社参拝者と重なることもあり、これまで借りていた学校用地や農協跡地が借用できなくなり、併用地である10ページ14番の申請地と（個人のため池）127㎡を含めた所要面積969㎡に不足する露天駐車場を整備するものです。</p> <p>なお、現地は既に道路の一部として使用しているため、顛末書を受けています。</p> <p>場所は加茂中学校の北100メートルの所です。</p> <p>また、申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続中があります。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の</p>

事務局 (続き)	要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	つぎに、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員	東部地区の審議内容について、報告します。
1 番	東部地区では、6月26日の午前8時40分からの現地調査に続き、
佐藤	午前11時8分から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員7名中 6名の出席により、議案第3号2件、議案第5号22件、議案第6号1件、合計25件について審議しました。
	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番と2番について報告します。
	1番は、引野町の法人が、神辺町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。
	場所は、大門中学校の西、約400メートルです。
	2番は、大阪市の法人が、御幸町の渡人から申請地を譲り受け、売電用太陽光発電パネルを設置するものです。
	場所は、県立ふくやま産業交流館の南西、約600メートルです。

<p>委員 1 番 佐藤 (続き)</p>	<p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4 番 野田</p>	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 3 番から 11 番について報告します。</p> <p>3 番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地を使用貸借権の設定にて借受け、分家住宅を建築するものです。場所は、瀬戸小学校の東、約 800 メートルです。</p>
	<p>4 番は、曙町の受人が、瀬戸町の渡人から申請地を賃貸借権の設定にて借受け、露天駐車場として整備するものです。場所は、瀬戸小学校の南西、約 1,100 メートルです。</p>
	<p>5 番から 7 番は関連案件です。広島市中区の受人が、瀬戸町の渡人 3 人から申請地を賃貸借権の設定にて借受け、露天建設機械置場及び露天資材置場として整備し一時転用するものです。瀬戸小学校の南、約 1,200 メートルです。</p>
	<p>8 番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は、福山市立高等学校の南東、約 1,000 メートルです。</p>
	<p>9 番は、水呑町の受人が、引野町の渡人から申請地を譲り受け、庭敷として整備するものです。場所は、能登原小学校跡地の北、約 100 メートルです。</p>
	<p>10 番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を使用貸借権の設定にて借受け、分家住宅を建築するものです。場所は、熊野小学校の北、約 1,000 メートルです。</p>
	<p>11 番は、田尻町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は、田尻小学校の北西、約 600 メートルです。</p>
	<p>なお、9 番以外は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。</p>
	<p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9ページ12番から10ページ16番について報告します。</p> <p>12番は、大阪府中央区の再生可能エネルギー発電事業者が、芦田町の渡人から申請地を譲り受け、154枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。</p> <p>場所は富谷池の南500メートルの所です。</p> <p>13番は、神辺町の再生可能エネルギー発電事業者が、神辺町の渡人から申請地を譲り受け、208枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。</p> <p>場所は四川ダムの東1.7キロメートルの所です。</p> <p>10ページ14番は、6ページ2番と関連案件です。</p> <p>受人の宗教法人はお寺の諸行事が東側にある神社参拝者と重なることもあり、併用地である6ページ2番の申請地と（個人のため池）127㎡を含めた所要面積969㎡に不足する露天駐車場を整備するものです。</p> <p>なお、現地は既に駐車場敷地として使用しているため、顛末書を受けています。</p> <p>場所は加茂中学校の北100メートルの所です。</p> <p>15番は、防水工事業や土木工事業を営む譲受人が事業拡大で露天資材置場が不足しているため、申請地を譲り受け、整備するものです。</p> <p>場所は服部大池の北1キロメートルの所です。</p> <p>16番は、電気工事業を営む受人は現在借用している露天資材置場の返還申し入れがあり、代替地として、自宅に近い申請地を譲り受け、整備するものです。</p> <p>場所は網引小学校の北東550メートルの所です。</p> <p>なお、14番の1060-1を除く9ページ12番から10ページ16番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続中であります。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	神辺地区の報告をお願いします。

<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」10ページ17番から11ページ24番について報告します。</p> <p>17番と18番は、広島市西区の発電事業を営む法人が、川北の田1筆404㎡と川北の田1筆977㎡をそれぞれ川北の渡人から譲り受けて合計1,381㎡の土地に太陽光発電パネル192枚を設置して売電をするものです。</p> <p>19番は、東深津町の受人が、申請地である東中条の田1筆187㎡を受人の祖父である東中条の渡人から使用貸借権の設定をして借り受けて、住宅を建築するものです。</p> <p>20番は、木之庄町の受人が、申請地である東中条の田1筆390㎡を東中条の渡人から譲り受けて、住宅を建築するものです。</p> <p>21番は、京都市中京区の発電事業を営む法人が、上竹田の田1筆1,134㎡を上竹田の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネル198枚を設置して売電をするものです。</p> <p>22番は、藤江町の受人が、申請地である道上の畑2筆145㎡を道上の渡人から譲り受けて、露天駐車場として利用するものです。</p> <p>23番は、下御領の受人が、申請地である下御領の田1筆406㎡を受人の母である下御領の渡人から使用貸借権の設定をして借り受けて、農家住宅を建築するものです。</p> <p>24番は、箱田の受人が、申請地である平野の田1筆296㎡を受人の祖父である平野の渡人から譲り受けて、住宅を建築するものです。</p> <p>19番、23番及び24番については、いずれの申請地も、農振農用地区域内の農地であるため、農振除外の手続き中です。</p> <p>また、21番については、3月31日の総会で5条許可相当の議決がなされて同日付で5条許可を行っていましたが、申請時点で譲渡人が死亡していたため、5条許可の取消を行い、譲渡人を変更して再度同内容で申請してきたものです。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の「3番」は昭和63年度から平成3年度にかけて、瀬戸町猪之子（いのこ）地区として圃場整備事業で整備された第1種農地で</p>

事務局 (続き)	<p>す。</p> <p>23番は井原鉄道井原線御領駅からおおむね500メートル以内に存在するため、第2種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「3番」は第1種農地のため常設審議委員会への意見聴取案件となります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、「3番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第3号の「3番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>つぎに、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、瀬戸町の申請人が、昭和60年4月頃より耕作放棄しており、雑木が繁茂し山林化しております。</p> <p>場所は、瀬戸小学校の南東、約2500メートルです。</p>

<p>委員 4番 野田 (続き)</p>	<p>なお、1番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の2番から8番について報告します。</p> <p>2番は、神村町の申請人が、昭和38年頃から住宅敷地として利用していたものです。場所は、松永高校から、東北へ約410メートルのところです。</p> <p>3番は、神奈川県相模原市の申請人と東京都大田区の申請人による共同申請です。申請地のうち4筆については、平成8年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。残る1筆は、昭和50年以前から境内地として利用されていたものです。場所は、神村小学校から、北へ約160メートル、および、南へ約95メートルのところです。</p> <p>4番は、松永町の申請人が、平成14年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は、山中上池から、南へ約60メートルのところです。</p> <p>5番は、藤江町の申請人が、昭和50年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は、藤江郵便局から、南へ約220メートルのところです。</p> <p>6番は、岡山県井原市の申請人が、平成15年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は、八反池から、南東へ約80メートルのところです。</p> <p>7番は、東京都墨田区の申請人が、平成元年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は、大成館中学校から、北西へ約470メートルのところです。</p> <p>8番は、埼玉県久喜市の申請人が、申請地のうち1筆については、昭和60年頃から進入路として利用されていたものです。もう1筆は、昭和60年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は、大成館中学校から、北西へ約470メートルのところです。</p> <p>なお、4番から6番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p>

<p>委員 7番 岡本</p>	<p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の13ページの9番から15番について報告します。 9番の申請地は昭和45年4月頃から車庫として利用し、現在に至っています。 場所は有磨小学校の東200メートルの所です。 10番の申請地は昭和58年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林になっているものです。 場所は加茂中学校の北1.6キロメートルの所です。 11番の申請地は昭和58年以前から物置敷地として利用し、現在に至っております。 場所は服部大池の北2.7キロメートルの所です。 12番の申請地は昭和40年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林になっているものです。 場所は服部大池の北東750メートルの所です。 13番の申請地は昭和45年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林になっているものです。 場所は服部大池の北東780メートルの所です。 14番の申請地の149-2は昭和49年頃から住宅への進入路として利用し、150-4については平成7年頃から住宅敷地として利用し、現在に至っています。 場所は駅家西小学校の北西1キロメートルの所です。 15番の申請地は平成3年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野になっているものです。 場所は富谷池の西1.8キロメートルの所です。 現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 なお、9番、10番の2164-1、15番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、関係部局との調整は整っております。 以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「非農地判断について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第5号「非農地判断について」の1番から22番について報告します。</p> <p>すべて春日町大字浦上にあり、農地パトロールで荒廃区分が「5」と判断されている山際の農地で、山林となっております。</p> <p>いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>非農地判断は、農地パトロールで確認した復元が困難な農地や復元しても農地としての継続利用が見込まれない農地について、農業委員会が非農地と判断するもので、農地台帳から削除することとなります。</p> <p>非農地と判断した土地については、所有者等をはじめ、県、市、法務局等の関係機関にその旨を通知することとなります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 挙手 —
議長	全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。
議長	つぎに、議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委員 1番 佐藤	議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の1番について報告します。 1番は、更新案件です。神辺町の受人が、使用貸借権を設定して申請地を借り受け、畑として利用するものです。 協議会で審査しましたが、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の2番から32番について報告します。 合計で、31件、54筆、面積38,499平方メートルです。 地目別では、田：34筆：21,207平方メートル、 畑：20筆：17,292平方メートルです。 新規・更新の別では、 新規分：35筆：24,258平方メートル 更新分：19筆：14,241平方メートルです。 担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。

議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 岡本	<p>議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 33 番から 39 番について報告します。</p> <p>合計で、7 件、11 筆、面積 7,126 m²です。</p> <p>地目別では、田のみで、11 筆、7,126 m²、です。</p> <p>新規・更新の別では、</p> <p>新規分が 5 件、9 筆、5,726 m²と</p> <p>更新分が 2 件、2 筆、1,400 m²です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10 番 安原	<p>それでは、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 22 ページの 40 番から 26 ページの 68 番について報告します。</p> <p>全体で、29 件、44 筆、合計 41,598 m²です。田が 36 筆、36,346 平方メートル、畑が 8 筆、5,252 平方メートルで、</p> <p>新規分が、37 筆、34,514 平方メートル、</p> <p>更新分が、7 筆、7,084 平方メートルと</p> <p>なっております。</p> <p>作物別では、水稻の作付けが</p> <p>15 筆、17,766 平方メートルです。</p> <p>野菜や果樹の作付けは、</p> <p>29 筆、23,832 平方メートルです。</p> <p>なお、今回の新規就農者は個人が 1 名です。</p> <p>担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	神辺地区の報告をお願いします。

<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」26ページ69番から29ページ82番について報告します。</p> <p>合計で、14件、登記地目別は、全て田で31筆、面積30,809㎡です。</p> <p>利用権別は、賃借が5件12筆、使用貸借が10件19筆で、利用目的別では、30筆が田で水稻、1筆が畑で野菜です。</p> <p>新規・更新の別では、新規分3件7,121㎡、更新分11件23,688㎡です。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審議しましたが、いずれも農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。</p> <p>議案書（別冊）の16ページから29ページにかけて計82件を上程しています。</p> <p>今案件の内、「新規就農促進措置」によるものは、ありません。</p> <p>本計画案は、4月30日を締切りとして、142筆 119,497平方メートルの申し出がありました。</p> <p>全ての案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入りますが、下江（しもえ）委員、須藤（すどう）委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p> <p>（下江委員、須藤委員が退席）</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。
	議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 挙手 —
議長	全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。
	採決が終わりましたので、下江（しもえ）委員，須藤（すどう）委員は入室・ご着席ください。
	（下江委員，須藤委員が着席）
	つぎに、議案第7号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業，一括方式）」を上程します。
	松永地区の報告をお願いします。
委員	議案第7号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則5
7番	条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（中間管理
岡本	事業，一括方式)」の，1番と2番について報告します。
	貸付人から農地中間管理機構が，計画対象農地に利用権を設定して借り受けて，借受人に転貸するものです。
	合計で，2件，3筆，面積 1,328㎡です。
	地目別では，田が，2筆，938㎡，
	畑が，1筆，390㎡です。
	1番は，本郷町の法人が，使用貸借権により，神村町の田2筆合計938㎡を借り受けて，水稻の栽培をする計画です。
	2番は，西新涯町の認定新規就農者が，使用貸借権により，金江町の畑1筆390㎡を借り受けて，柿の栽培をする計画です。
	当該農地，借受人に問題はなく，農用地利用集積計画として適当であると判断しました。
	以上です。

議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第7号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」30ページの3番から6番について報告します。</p> <p>農地中間管理機構が、貸付人の計画対象農地に利用権を設定して、借受人に転貸するものです。全体で4件、田が5筆、合計5,247㎡で、すべて使用貸借権によるものです。</p> <p>3番は芦田町の認定新規就農者である借受人が芦田町の田2筆に水稻の栽培をする計画です。</p> <p>4番は山野町の認定新規就農者である借受人が山野町の田に藍の栽培をする計画です。</p> <p>5番及び6番は新市町の認定農業者である借受人の法人が駅家町の田2筆に水稻の栽培をする計画です。</p> <p>当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山本	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、一括方式）」の31ページ7番から9番について報告します。</p> <p>貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。</p> <p>件数3件、登記地目は全て田で5筆、面積は6,230㎡です。</p> <p>7番から9番は、新涯町の法人が、賃貸借で西中条の対象農地5筆6,230㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。</p> <p>当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第7号は、農地中間管理機構である一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団に利用権を設定し、借受人に転貸するものです。</p> <p>合計で9件、13筆、12,805平方メートルの申し出がありま</p>

	した。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等 —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 挙手 —
議長	全員挙手により、議案第7号は原案のとおり決定します。
議長	つぎに、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の32ページから36ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、19件を事務局長専決で受理しました。 次に、37ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、38ページから42ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 4条2件、5条29件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、43ページの「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。2件の届出があり、現地確認の結果、いずれも農業用倉庫であることを確認しました。 次に、44ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が4件ありました。 次に、45ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果につ

<p>事務局 (続き)</p>	<p>いて」です。広島法務局福山支局から2件の照会があり，農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり，この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に，46ページの「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請書の承認について」です。</p> <p>転用事業者がやむを得ない事情により履行期限内に工事が完了しないが，履行期限のみ延長すれば事業が完了する場合の手続きです。</p> <p>1件の履行延期承認申請があり，令和4年12月28日に許可された農地法第5条による賃借件の一時転用の期間について，令和5年5月31日までとしていたものを令和8年5月31日まで延期することを承認したものです。</p> <p>次に，47ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後，何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり，4件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について，発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等もないようですので，以上をもちまして2023年（令和5年）第6回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお，来月の総会は7月31日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の皆様には，ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前10時45分閉会